

諸特例関係目次

目 次

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が 発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い ……………	1
東日本大震災による被災企業に関する有価証券上場規程の特例の取扱い …	6
平成 28 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱い ……………	8
2020 年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた 有価証券上場規程の特例の取扱い ……………	1 0
優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い ……………	1 2
「優先株に関する有価証券上場規程の特例」第 3 条 （上場審査基準）第 3 号に関する運用について ……………	1 6
債券上場契約書 ……………	1 7
上場申請に係る宣誓書（債券） ……………	1 8
債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い ……………	1 9
転換社債型新株予約権付社債券上場契約書 ……………	2 3
転換社債型新株予約権付社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い	2 5
日経 3 0 0 株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券 上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例の施行規則 …	3 0
立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借 取引規程並びに受託契約準則の特例の施行規則 ……………	4 0
重複上場銘柄の売買に係る定率会費の徴収標準率の特例 ……………	4 7

株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

(実施)平成 21. 11. 9

(変更)平成 24. 4. 1 25. 3. 28 26. 4. 1 30. 3. 31

令和 2. 11. 1 5. 3. 13 6. 3. 8 8. 7. 10

1. 第2条(株券上場廃止基準の特例)関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) の規定は、第2条の適用を受ける上場会社が発行する株券について準用する。この場合において、同取扱い 1. (5) d から f の規定の適用については、次のとおりとする。

d 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が定める場合」とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。

(a) 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日以前3か月間の平均時価総額(本所の売買立会における当該株券の日々の最終価格に、その日の上場株式数(株券上場廃止基準の取扱い 1. (4) a に定める上場株式数をいう。以下この 1. において同じ。)を乗じて得た額の平均(複数の種類の株券を上場している場合は、当該株券の種類ごとに算定した額を合算する。)に当該上場会社が発行するその他のすべての株式(国内の金融商品取引所に上場されているもの又は外国金融商品取引所等において上場若しくは継続的に取引されているものに限る。)に係る時価総額の平均(本所が定めるところにより算定する。)を加えた額をいう。)が1,000億円以上である場合であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第4項及び第5項に定める期限までに各項に定める開示を行っているとき。

(b) 次のイからホまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合(本所が適当と認める場合に限る。)

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)

ハ 円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する債務の調整の手続等に関する法律(令和7年法律第67号。以下「早期事業再生法」という。)に基づく権利の変更

ニ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

ホ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

e 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号ただし書に規定する本所が定める場合とは、次の(a)又は(b)に定める場合をいう。

(a) 猶予期間の最終日以前3か月間の平均時価総額が1,000億円以上である場合

であって、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第4項及び第5項に定める期限までに各項に定める開示を行っているとき。

(b) 次のイからニまでのいずれかに掲げる事項を行うことにより、債務超過の状態でなくなることを計画している場合（本所が適当と認める場合に限る。）

イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続

ロ 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）

ハ 早期事業再生法に基づく権利の変更

ニ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理

ホ 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生

f 第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文又はdの(b)若しくは前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、次の(a)及び(b)に定めるところによる。

(a) 次の(b)の規定は、第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査の場合に準用する。この場合において、「dの(b)又は前eの(b)」とあるのは「第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文」と、「dの(b)においては第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」とあるのは「猶予期間の最終日から起算して3か月以内に」と、「買取決定等があったことを証する書面」とあるのは「再生支援決定があったことを証する書面」と読み替えるものとし、イの(i)から(ニ)までの規定は適用しない。

(b) dの(b)又は前eの(b)に規定する「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、dの(b)については第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号本文に規定する債務超過の状態となった事業年度の末日から起算して3か月以内、前eの(b)については猶予期間の最終日から起算して3か月以内に、再建計画（dの(b)又は前eの(b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。）を公表している上場会社を対象とし、上場会社が提出する当該再建計画並びに次のイ及びロに定める書類に基づき行うものとする。

イ 次の(i)から(ホ)までの区分に従い、当該(i)から(ホ)までに規定する書面

(i) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(ロ) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであること証する書面

(ハ) 早期事業再生法に基づく権利の変更を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面（裁判所による認可の決定を要する場合、当該認可を得ているものであることを証する書面を含む。）

(ニ) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(ホ) 地域経済活性化支援機構による再生支援決定に基づく事業の再生を行う場合

地域経済活性化支援機構による当該上場会社の債務に係る買取決定等があったことを証する書面

ロ dの(b)又は前eの(b)に規定する債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第2条第1項第1号a dに規定する公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

(2) 株券上場廃止基準の取扱い 2. (4)の規定は、第2条の適用を受けるアンビシャス上場会社が発行する株券について準用する。

(平成 24. 4. 1、25. 3. 28、26. 4. 1、30. 3. 31、令和 2. 11. 1、5. 3. 13、8. 7. 10 変更)

2. 第3条（監理銘柄及び整理銘柄の特例）関係

(1) 本所は、被支援会社である上場会社の発行する株券が次のaからcまでのいずれかに該当する場合には、当該株券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、aに該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、b又はcに該当する場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

a 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a (h)の2、(h)の3、(j)から(k)まで、(k)の3、(m)の7又は(n)のいずれかに該当するとき

b 監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第3条第1号a (a)から(h)まで、(1)、(k)の2及び(k)の4から(m)の6までのいずれかに該当するとき（(d)にあつては、「株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合も含む。）」とあるのは、「株式会社地域経済活性化支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する株券上場廃止基準の特例第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（同基準第2条の2第1項第3号の規定による場合も含む。）」と読み替える。）

c 被支援会社である上場会社（当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われているものを除く。）が第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号（かっこ書を除く。）に該当する状態にある旨の発表等を行った場合であつて、当該上場会社が債務超過の状態でなくなることを計画しているとき（第2条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第2条第1項第5号に規定する「本所

が適当と認める場合」に限る。この場合における「本所が適当と認める場合」に適合するかどうかの審査は、1.において読み替えて適用する株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) f の (a) の規定に基づき行うものとする。) で、かつ、地域経済活性化支援機構により当該上場会社の債務に係る買取決定等が行われるかどうかを確認できないとき。

(2) 前(1)の規定により監理銘柄に指定した銘柄の当該指定期間は、次の a 又は b に定める日から本所が株券上場廃止基準に該当するかどうかを認定した日までとする。

a 前(1) a 又は b の場合

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号 a の (a) から (e) までに定める日

b 前(1) c の場合

本所が必要と認めた日

(3) 前(2)の場合において、本所が必要と認めるときは、監理銘柄への指定期間の始期については、次の a 又は b に定める時とし、監理銘柄への指定期間の終期については、前(2)において監理銘柄への指定期間の最終日として規定する日の本所がその都度定める時とすることができるものとする。

a 前(1) a 又は b の場合

監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 4 条第 2 項各号に定める時

b 前(2) c の場合

本所がその都度定める時

(平成 24. 4. 1、25. 3. 28、30. 3. 31、令和 2. 11. 1 変更)

付 則

この規則は、平成 21 年 11 月 9 日より施行する。

付 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 25 年 3 月 28 日

付 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

付 則

この規則は、平成 30 年 3 月 31 日より施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 1. の規定は、この改正規定施行の日以後の日を事業年度の末日とするものから適用する。

付 則

この改正規定は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 6 年 3 月 8 日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 8 年 7 月 10 日から施行し、早期事業再生法の施行の日から適用する。

東日本大震災による被災企業に関する 有価証券上場規程の特例の取扱い

(制定)平成 23. 6. 1

(変更)平成 24. 6. 1 30. 3. 31

令和 5. 3. 13 6. 4. 1

1. 第 1 条第 2 項（上場審査料等の取扱い）関係

有価証券上場規程の取扱い要領 11. 及び同取扱い要領 11. の 2 の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日又は予備申請日から起算して 3 年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が東日本大震災に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

(令和 5. 3. 13 変更)

2. 第 2 条（株券上場審査基準の特例）関係

(1) 第 2 条第 1 項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者を除く。）についての株券上場審査基準の取扱い 2. (7) の規定の適用については、同取扱い d 中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(2) 第 2 条第 1 項の規定の適用を受ける新規上場申請者（アンビシャスへの新規上場申請者に限る。）についての株券上場審査基準の取扱い 5. (4) の規定の適用については、同取扱い b 中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、東日本大震災に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(平成 24. 6. 1、令和 6. 4. 1 変更)

3. 第 3 条（株券上場廃止基準の特例）関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) の規定は、第 3 条の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い 1. (5) 中「第 5 号」とあるのは「第 3 条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号」と、同取扱い 1. (5) c 中「1 か年」とあるのは「2 か年」と読み替える。

(2) 第 3 条の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 項第 1 号 a の (d) 中「株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」とあるのは、「第 3 条において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号において読み替えて適用する場合を含む。）」と

する。
(平成 30. 3. 31 変更)

付 則
この規則は、平成 23 年 6 月 1 日より施行する。

付 則
この特例は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。

付 則
この特例は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

付 則
この特例は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。

- 付 則
- 1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
 - 2 改正後の 2. の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例については、なお従前の例による。

平成 28 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例の取扱い

(制定)平成 28. 5. 31

(変更)平成 30. 3. 31

令和 6. 4. 1

1. 第 2 条（株券上場審査基準の特例）関係

(1) 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第 2 項において準用する場合にあつては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い 2. (7)（同取扱い 7. (1)において準用する場合を含む。以下この(1)において同じ。）の規定の適用については、同取扱い 2. (7) d 中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、平成 28 年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付結論」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(2) 第 1 項の規定の適用を受けるアンビシャスへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い 5. (4)の規定の適用については、同取扱い 5. (4) b 中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書又は四半期レビュー報告書において、平成 28 年熊本地震に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(令和 6. 4. 1 変更)

2. 第 3 条（株券上場廃止基準の特例）関係

(1) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (5)の規定は、第 1 項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い 1. (5)中「第 5 号」とあるのは「平成 28 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第 3 条第 1 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」と、同取扱い 1. (5) c 中「1 か年」とあるのは「2 か年」と読み替える。

(2) 第 1 項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 号 a の(d)中「株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」とあるのは「平成 28 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第 3 条第 1 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」とする。

(3) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (5)の 2 の規定は、第 2 項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い 1. (5)の 2 中「第 5 号の 2」とあるのは「平成 28 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第 3 条第 2 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号の 2（同基準第 2 条の 2 第

1 項第 3 号の規定による場合を含む。)」と、「4 連結会計年度」とあるのは「4 連結会計年度（平成 28 年熊本地震に起因する特別損失の発生により、当該特別損失の発生した連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合の当該連結会計年度を除く。）」と読み替える。

- (4) 第 2 項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 号 a の(d)の 2 中「株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号の 2（第 2 条の 2 第 1 項第 3 号において読み替える場合を含む。）」とあるのは「平成 28 年熊本地震に伴う有価証券上場規程の特例第 3 条第 2 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号の 2（第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」とする。

(平成 30. 3. 31 変更)

付 則

この特例は、平成 28 年 5 月 31 日から施行する。

付 則

この特例は、平成 30 年 3 月 31 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の 1. の規定は、この改正規定施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含む四半期累計期間若しくは中間会計期間又は四半期連結累計期間若しくは中間連結会計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例から適用し、施行日以後に開始する四半期会計期間又は四半期連結会計期間を含まない四半期累計期間又は四半期連結累計期間に係る新規上場申請に係る上場審査基準の特例については、なお従前の例による。

2020 年新型コロナウイルス感染症の影響を 踏まえた有価証券上場規程の特例の取扱い

(制定)令和 2. 4. 21

(変更)令和 2.11. 1 5. 3.13 6. 4. 1

1. 第 1 条第 2 項（上場審査料等の取扱い）関係

(1) 有価証券上場規程に関する取扱い要領 11. (1) b 及び同取扱い要領 11. の 2 の規定にかかわらず、上場審査料又は予備審査料については、新規上場申請者が当該上場申請より前に上場申請又は予備申請を行ったことがあり、かつ、直近の上場申請日又は予備申請日から起算して 3 年以内に上場申請又は予備申請を行う場合であって、当該上場申請又は予備申請より前の上場申請又は予備申請により上場に至らなかった理由が 2020 年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

(2) 有価証券上場規程に関する取扱い要領 17. (1) の規定にかかわらず、上場市場の変更審査料については、上場市場の変更申請を行う者が当該上場市場の変更申請より前に上場市場の変更申請（以下「変更申請」という。）を行ったことがあり、かつ、直近の上場市場の変更申請日から起算して 3 年以内に変更申請を行う場合であって、当該変更申請より前の変更申請により上場市場の変更に至らなかった理由が 2020 年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときは、その支払いを要しないものとする。

(令和 2.11.1、5.3.13 変更)

2. 第 2 条（株券上場審査基準の特例）関係

(1) 第 1 項（第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける本則市場への新規上場申請者（第 2 項において準用する場合にあつては、上場市場変更申請者）についての株券上場審査基準の取扱い 2. (7)（同取扱い 7. (1)において準用する場合を含む。以下この(1)において同じ。）の規定の適用については、同取扱い 2. (7) d 中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、2020 年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(2) 第 1 項の規定の適用を受けるアンビシャスへの新規上場申請者についての株券上場審査基準の取扱い 5. (4) の規定の適用については、同取扱い 5. (4) b 中「記載されていない場合」とあるのは「記載されていない場合、監査報告書、中間監査報告書又は期中レビュー報告書において、2020 年新型コロナウイルス感染症の影響に起因して公認会計士等の「除外事項を付した限定付適正意見」、「除外事項を付した限定付意見」又は「除外事項を付した限定付結論」が記載されている場合」とする。

(令和 6.4.1 変更)

3. 第 3 条（株券上場廃止基準の特例）関係

- (1) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) の規定は、第 1 項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い 1. (5) 中「第 5 号」とあるのは「2020 年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第 3 条第 1 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」と、同取扱い 1. (5) c 中「1 か年」とあるのは「2 か年」と読み替える。
- (2) 第 1 項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 号 a の (d) 中「株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」とあるのは「2020 年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第 3 条第 1 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」とする。
- (3) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (5) の 2 の規定は、第 2 項の規定の適用を受ける上場会社について準用する。この場合において、同取扱い 1. (5) の 2 中「第 5 号の 2」とあるのは「2020 年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第 3 条第 2 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号の 2（同基準第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」と、「4 連結会計年度」とあるのは「4 連結会計年度（連結会計年度における営業利益及び営業活動によるキャッシュ・フローの額が負となった場合であって、その理由が 2020 年新型コロナウイルス感染症の影響に起因するものであると本所が認めたときの当該連結会計年度を除く。）」と読み替える。
- (4) 第 2 項の規定の適用を受ける上場会社についての監理銘柄及び整理銘柄に関する規則第 3 条の規定の適用については、同条第 1 号 a の (d) の 2 中「株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号の 2（第 2 条の 2 第 1 項第 3 号において読み替える場合を含む。）」とあるのは「2020 年新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた有価証券上場規程の特例第 3 条第 2 項において読み替えて適用する株券上場廃止基準第 2 条第 1 項第 5 号の 2（第 2 条の 2 第 1 項第 3 号の規定による場合を含む。）」とする。

付 則

この規則は、令和 2 年 4 月 21 日より施行する。

付 則

この改正規定は、令和 2 年 11 月 1 日から施行し、この改正規定施行の日以後の日の上場市場の変更審査料等を支払うものから適用する。

付 則

この規則は、令和 5 年 3 月 13 日より施行する。

優先株に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

(実施)昭和 51. 9. 27

(変更)昭和 52. 3. 31 52. 9. 30 57. 10. 1 58. 4. 1 58. 11. 1
 59. 12. 3 61. 3. 5 61. 7. 1 63. 2. 1
 平成 4. 3. 30 5. 2. 28 5. 4. 1 5. 8. 10 6. 3. 17
 6. 10. 1 8. 1. 1 8. 4. 1 9. 1. 1 9. 6. 1
 10. 12. 1 11. 3. 1 11. 9. 1 13. 4. 1 13. 10. 1
 14. 4. 1 14. 6. 25 15. 1. 1 16. 10. 1 17. 2. 1
 18. 5. 1 21. 1. 5 21. 11. 16 25. 9. 13 27. 2. 13
 令和元. 7. 16 5. 3. 13 5. 10. 31

1. 第3条（上場審査基準）関係

- (1) 第2号に規定する上場後継続して剰余金配当を行える見込みについては、基準事業年度（「上場申請のための有価証券報告書」に経理の状況として財務諸表等が記載される最近事業年度をいう。）の末日後2か年間の予想利益及び基準事業年度の末日における分配可能額について審査するものとする。
- (2) 株券上場審査基準の取扱い2.(1)（株主数及び流通株式数の算定の取扱い）の規定は、第3号aからcまでの場合について準用する。
- (3) 第3号dに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。
- (4) 株券上場審査基準の取扱い2.(9)の規定は、第3号eの場合に準用する。
 （平成8.1.1、11.3.1、14.4.1、14.6.25、15.1.1、18.5.1、21.1.5、27.2.13、令和5.3.13変更）

2. 第4条（上場廃止基準）関係

- (1) 株券上場廃止基準の取扱い1.(2)（株主数及び流通株式数の算定の取扱い）の規定は、第2項第1号及び第2号の場合について準用する。
- (2) 第4条第2項第4号に規定する売買高の取扱いは、次のとおりとする。
 - a 第4号の規定は、上場後1年未満の銘柄については適用しない。
 （注）「上場後1年」の計算に当たり、上場日が休業日のため月の初日にならなかった場合には、当該月の初日に上場されたものとみなして計算する。
 - b 売買高の審査については、当分の間、12月末日に行うものとする。
 - c 「最近1年間の月平均売買高」とは、前bによる審査のときからさかのぼって1年間における当該銘柄の市場内売買の売買高合計による月割高をいうものとする。
- (3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれか該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。
 - a 第4条第1項第1号又は第2項第1号、第2号、第4号若しくは第5号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して10日間（休業日を除外する。）を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

- b 第4条第1項第2号に該当することとなった銘柄については、当該銘柄の発行会社の発行する株券の上場廃止日と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
 - c 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、存続期間満了の日から起算して2日前（休業日を除外する。）の日
 - (4) 株券上場審査基準の取扱い 2. (9) 及び株券上場廃止基準の取扱い 1. (13) b の規定は、第4条第2項第6号の場合に準用する。
 - (5) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (16) の規定は、第4条第2項第7号の場合について準用する。
- (平成 9.1.1、9.6.1、10.12.1、11.3.1、11.9.1、13.10.1、14.4.1、15.1.1、16.10.1、17.2.1、18.5.1、21.1.5、21.11.16、25.9.13、27.2.13、令和元.7.16、5.10.31 変更)
3. 第5条（上場手数料及び年賦課金）関係

第5条に規定する「本所が定める上場手数料及び年賦課金」は、株券に転換する条件が付されている優先株である場合には、次のとおりとする。

- (1) 上場手数料
 - a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額の 万分の 0.5
 - b 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（優先株に関する有価証券上場規程の特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）納入するものとする。
- (2) 年賦課金
 - a 1株当たりの発行価格に上場株式数を乗じて得た金額のうち
 - (a) 5億円以下の金額につき3万円
 - (b) 5億円を超え20億円以下の金額につき1億円以下を増すごとに3千円
 - (c) 20億円を超え60億円以下の金額につき2億円以下を増すごとに3千円
 - (d) 60億円を超え100億円以下の金額につき5億円以下を増すごとに2千円
 - (e) 100億円を超える金額につき100億円以下を増すごとに2千円
 - b 年賦課金の計算における上場株式数は、各銘柄ごとに前年の12月末日現在における上場株式数を基準とする。
 - c 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日および8月末日に半額ずつ納入するものとする。
 - d 6月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金については、上場日現在の上場株式数を基準として計算するものとし、その半額（2月末日納入分）を免除する。
 - e 7月1日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。
 - f 6月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額（8月末日納入分）を免除する。
 - g 第4条第1項第2号に該当し上場廃止された銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、有価証券上場規程第12条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することが

できるものとする。

(平成 13. 4. 1、18. 5. 1、21. 1. 5 変更)

付 則

この改正規定は、昭和 59 年 12 月 3 日から施行する。

付 則

この改正規定は、昭和 61 年 7 月 1 日から施行し、同年 3 月末日以降に到来する決算期現在の資料に基づいて行う株式の分布状況の審査から適用する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 5 年 2 月 28 日から施行する。
- 2 改正後の 3. (2) e の規定は、この改正規定施行の日以後に改正前の同規定に定める期間の最終日が到来する銘柄から適用する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 3. の規定にかかわらず、商法等の一部を改正する等の法律（平成 13 年法律第 79 号）附則第 2 条又は第 24 条の規定においてなお従前の例によるとされた自己株式については、なお従前の例により取り扱うものとする。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 6 月 25 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 16 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 88 号）による改正前の商法の規定により株主名簿の閉鎖を行っている場合においては、当該株主名簿の閉鎖時を基準日とみなして、改正後

の規定を適用する。

付 則
この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注)「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則
この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注)「本所が定める日」は、平成 25 年 9 月 13 日

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注)「本所が定める日」は、平成 27 年 2 月 13 日

- 付 則
- 1 この改正規定は、平成 31 年 7 月 16 日から施行する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合
その他やむ得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本
所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付 則
この改正規定は、令和 5 年 3 月 13 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注)「本所が定める日」は、令和 5 年 10 月 31 日

「優先株に関する有価証券上場規程の特例」第3条 (上場審査基準) 第3号に関する運用について

(実施)昭和 51. 9. 27

(変更)昭和 57. 10. 1 58. 11. 1

優先株の上場審査基準に係る株式の分布状況につき、当分の間次のように運用する。

- 1 優先株少数特定者持株数（優先株の大株主上位 10 名（明らかに固定的所有でないと認められる優先株を除き、優先株の所有数の多い順に 10 名の株主をいう。）及び特別利害関係者が所有する優先株の総数をいう。）及び優先株株主数（優先株の大株主上位 10 名及び特別利害関係者を除く 1 単位の株式の数以上の優先株を所有する株主の数をいう。）が次に掲げる条件を充足するものにつき、第3条第3号bに適合するものとする。

(1) 優先株少数特定者持株数

上場のときまでに上場株式数の 80%以下になる見込みがあり、かつ、上場後最初に終了する事業年度の末日までに上場株式数の 70%以下になる見込みがあることとする。

(2) 優先株株主数

a 上場株式数が 1,000 万株未満の場合

1,000 人以上。ただし、地場銘柄（北海道周辺に本社または主要事業所を有する上場会社の上場申請銘柄をいう。以下同じ。）である場合には 500 人以上

b 上場株式数が 1,000 万株以上 2,000 万株未満の場合 1,500 人（地場銘柄については 750 人）以上

c 上場株式数が 2,000 万株以上の場合

上場株式数が 3,000 万株未満の場合にあっては 2,000 人（地場銘柄については 1,000 人）、上場株式数が 3,000 万株以上 1 億 2,000 万株未満の場合にあっては、2,000 人（地場銘柄については 1,000 人）に上場株式数 2,000 万株から計算して上場株式数 1,000 万株を増すごとに 100 人（地場銘柄については 50 人）を加えた人数以上、上場株式数が 1 億 2,000 万株以上の場合にあっては、3,000 人（地場銘柄については 1,500 人）以上

（注） 「地場銘柄」については、上場申請銘柄の発行会社が東京証券取引所の上場会社である場合を除くものとする。

- 2 株主割当等、特殊事情のある場合については、個別に審査し、例外的に取り扱うことができるものとする。

- 3 この運用は、昭和 58 年 11 月 1 日から実施する。

(実施)昭和 62. 3. 6
(変更)令和 元. 5. 1

債券上場契約書

年 月 日

札幌証券取引所

理事長

殿

主たる事務
所の所在地

発行者名

印

代表者の
役職・氏名

印

_____（以下「発行者」という。）は、その発行する債券を上場するについて、札幌証券取引所（以下「取引所」という。）が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則並びにこれらの取扱いに関する規定及び理事会決定（以下「諸規則等」という。）のうち、発行者及び上場される発行者の債券（以下「上場債券」という。）に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場債券に対する上場廃止、売買取引停止その他の措置に従うこと。

付 則

この改正規定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

(実施)平成 17. 2. 1

(変更)令和 元. 5. 1

上 場 申 請 に 係 る 宣 誓 書 (債 券)

年 月 日

証券会員制法人 札幌証券取引所

理事長

殿

本店所在地

会 社 名 印

代表者の

役 職

氏名(署名) 印

_____は、証券会員制法人札幌証券取引所（以下「取引所」という。）への債券の上場申請に関し、次のとおり宣誓します。

- 1 上場申請において取引所に提出する書類に関し、必要となる内容を漏れなく記載してあり、かつ、記載した内容はすべて真実であります。
- 2 前項その他適用のある取引所の有価証券上場規程その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定について、違反事実が判明した場合には、それに関して取引所が行う一切の措置に異議を申し立てません。

付 則

この改正規定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱い

(実施)昭和 62. 3. 6

(変更)昭和 62. 5. 20

平成元. 2. 1 4. 10. 12 5. 4. 1 7. 1. 1 8. 1. 1
8. 4. 1 10. 12. 1 11. 3. 1 11. 9. 1 13. 4. 1
15. 1. 1 15. 4. 1 17. 2. 1 18. 1. 10 18. 5. 1
18. 12. 22 19. 9. 30 20. 4. 1 22. 6. 30 25. 9. 13
令和元. 7. 16 6. 4. 1

1. 上場申請の取扱い（債券に関する有価証券上場規程の特例（以下「債券特例」という。）第 2 条関係）

(1) 第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「その他本所が必要と認める書類」には、次に掲げる書類を含むものとする。

- a 発行事務委託契約書
- b 期中事務委託契約書

(2) 第 2 条第 5 項に規定する「本所が定めるもの」とは、当該上場銘柄と初期利子の支払額を異にするものをいうものとする。

(平成 8. 4. 1、17. 2. 1、18. 1. 10、18. 5. 1、22. 6. 30 変更)

2. 社債券の上場審査基準の取扱い（債券特例第 4 条関係）

第 4 条第 2 号 d に規定する本所が指定する振替機関は、株式会社証券保管振替機構とする。

(平成 8. 1. 1、11. 3. 1、15. 1. 1、18. 1. 10 変更)

3. 削 除

(平成 17. 2. 1 追加、18. 1. 10、20. 4. 1、22. 6. 30 変更、令和 6. 4. 1 削除)

4. 債券の上場廃止の取扱い（債券特例第 7 条及び第 8 条関係）

(1) 株券上場廃止基準の取扱い 1. (10) の規定は、第 7 条第 1 項第 2 号 b の (b) に規定する取扱いで定める場合及び取扱いで定める期間について準用する。

(2) 第 7 条第 2 項第 2 号に規定する「最終償還期限が到来する場合」（第 8 条第 2 項の規定に基づき第 7 条第 2 項第 2 号が適用される場合を含む。）には、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる場合を含むものとする。

この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）等の書面による報告を受けたときに、第 7 条第 2 項第 2 号に該当するものとして取り扱う。

(3) 第 7 条又は第 8 条に該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

- a 第 7 条第 1 項第 2 号に該当することとなった銘柄については、株券の上場廃止日（上場社債券の発行者（上場会社を除く。）が第 7 条第 1 項第 2 号後段の基準に該当した場合の上場廃止日は、本所が定める日）と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

- b 第7条第1項第1号若しくは同条第2項第1号、第8条第1項又は同条第2項のうち「未償還額面総額が3億円未満になった場合」に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応当日（応当日がないときはその月の末日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
 - c 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限が到来する銘柄については、最終償還期日（最終償還期日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の償還の日）から起算して4日前（休業日を除外する。）の日
 - d 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、債券の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより最終償還期限が到来することとなる銘柄については、繰上償還の日（繰上償還の日が銀行休業日又は当該銘柄の発行条件に定める海外休日に当たるときは、実際の繰上償還の日）から起算して4日前（休業日を除外する。）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。
 - e 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、上場債券の発行者が期限の利益を喪失した銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日
 - f 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、吸収分割又は新設分割により上場銘柄に係る債務が他の会社に承継される銘柄については、原則として、吸収分割又は新設分割がその効力を生ずる日から起算して3日前（休業日を除外する。）の日
 - g 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった銘柄については、指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなる日から起算して3日前（休業日を除外する。）の日
 - h 第7条第2項又は第8条第2項に該当することとなった銘柄のうち、公益又は投資者保護のため、本所が上場廃止を適当と認めた銘柄については、本所がその都度定める日
 - i 社債券以外の債券の発行者の合併による解散により第8条第1項に該当することとなった銘柄については、原則として、吸収合併又は新設合併がその効力を生ずる日
- （平成 8. 1. 1、10. 12. 1、11. 9. 1、13. 4. 1、15. 4. 1、18. 1. 10、18. 5. 1、18. 12. 22、22. 6. 30、25. 9. 13、令和元. 7. 16 変更）

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 18 年 1 月 10 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注)「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注)「本所が定める日」は、平成 18 年 12 月 22 日

付 則
この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注)「本所が定める日」は、平成 22 年 6 月 30 日

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注)「本所が定める日」は、平成 25 年 9 月 13 日

- 付 則
- 1 この改正規定は、平成 31 年 7 月 16 日から施行する。
 - 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合
その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本
所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付 則
この改正規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

(実施)昭和 62. 3. 6

(変更)平成 14. 4. 1 15. 1. 1 18. 2. 1

令和 元. 5. 1

転換社債型新株予約権付社債券上場契約書

年 月 日

証券会員制法人札幌証券取引所

理事長

殿

本店所在地 _____ 印

会 社 名 _____ 印

代表者の
役職・氏名 _____ 印

_____ (以下「会社」という。)は、その発行する転換社債型新株予約権付社債券を上場するについて、証券会員制法人札幌証券取引所(以下「取引所」という。)が定めた次の事項を承諾します。

- 1 取引所が現に制定している及び将来制定又は改正することのある業務規程、有価証券上場規程、その他の規則及びこれらの取扱いに関する規定及び理事会決定(以下「諸規則等」という。)のうち、会社及び上場される会社の転換社債型新株予約権付社債券(以下「上場転換社債型新株予約権付社債券」という。)に適用のあるすべての規定を遵守すること。
- 2 諸規則等に基づいて、取引所が行う上場転換社債型新株予約権付社債券に対する上場廃止、売買停止その他の措置に従うこと。
(18.2.1 変更)

付 則

- 1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 商法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 128 号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた新株引受権付社債を発行する際に、商法等改正法による改正前の商法第 341 条の 13 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

転換社債型新株予約権付社債券に関する 有価証券上場規程の特例の取扱い

(実施)昭和 62. 3. 6

(変更)平成 元. 2. 1 4. 3.30 4.10.12 5. 4. 1 7. 1. 1
 8. 1. 1 8. 4. 1 10. 6. 1 10.12. 1 11. 3. 1
 11.11.10 13. 4. 1 13.11.26 14. 4. 1 14. 6.25
 15. 1. 1 15. 4. 1 17.12. 8 18. 2. 1 18. 5. 1
 21. 1. 5 21.11.16 27. 5. 1
 令和 元. 7.16

1. 上場審査基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第3条関係）

(1) 第3条第1項第2号bに規定する「新株予約権の行使の条件が適当でないと思われるもの」には、次のaからcまでのいずれかに掲げる転換価額の修正に関する事項が定められているものを含むものとする。

a 修正前の転換価額の適用開始日から修正後の転換価額の適用開始日までの期間が概ね6か月に満たないこと。

b 一の転換価額の修正に係る株価参照日（転換価額の修正に用いられる株価を参照する日をいう。次のcにおいて同じ。）の合計日数が5日に満たないこと。

c 修正後の転換価額を、株価参照日における株価の終値の平均値を下回る値段とすること（修正後の転換価額を、修正前の転換価額を上回る値段とする場合を除く。）。

(2) 第3条第1項第2号cに規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

(平成 10.12.1、11.3.1、14.4.1、14.6.25、15.1.1、17.12.8、18.2.1、21.1.5 変更)

2. 上場廃止基準の取扱い（転換社債型新株予約権付社債券特例第4条関係）

(1) 第4条第1項第3号に該当する日は、上場転換社債型新株予約権付社債券の発行者から当該株式交換又は株式移転に関する株主総会決議についての書面による報告を受けた日（当該株式交換又は株式移転について株主総会の決議による承認を要しない場合は、取締役会の決議（監査等委員会設置会社にあつては、取締役の決定を含み、指名委員会等設置会社にあつては執行役の決定を含む。）があつた旨及び株主総会の決議を行わないこととなつた旨について書面による報告を受けた日）とする。

(2) 第4条第2項第2号に規定する「新株予約権の行使期間が満了となる場合」には、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる場合又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる場合を含むものとする。この場合において、当該銘柄の発行者から、当該償還又は取得を行う旨の取締役会決議通知書（代表取締役又は執行役が決定した場合は、決定通知書）による報告を受けたときに、第4条第2項第2号に該当するものとして取り扱う。

(3) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。

a 第4条第1項第2号に該当することとなった銘柄については、株券の上場廃止日と同日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合はこの限りでない。

aの2 第4条第1項第3号に該当することとなった銘柄

株券の上場廃止日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）とする。

ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第5号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来することとなる又は新株予約権の行使期間が満了となる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して3日前（休業日を除外する。）の日とする。

d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債型新株予約権付社債に係る社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することとなる又は転換社債型新株予約権付社債に係る新株予約権の全部を当該銘柄の発行者が取得することとなる銘柄については、指定振替機関において新株予約権の行使請求の取次ぎが可能な期間の最終日から起算して3日前（休業日を除外する。）の日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

e 第4条第2項第3号に該当することとなった銘柄については、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日

f 第4条第2項第4号に該当することとなった銘柄については、原則として、分割期日から起算して4日前（休業日を除外する。）の日

g 第4条第2項第6号に該当することとなった銘柄については、本所がその都度定める日

（平成 8.1.1、10.12.1、11.11.10、13.4.1、13.11.26、14.4.1、14.6.25、15.1.1、15.4.1、17.12.8、18.2.1、18.5.1、21.1.5、21.11.16、27.5.1、令和元.7.16 変更）

3. 転換社債型新株予約権付社債の上場手数料及び年賦課金

(1) 上場手数料

a 上場額面総額の 万分の 0.5

b 上場手数料の計算は、各銘柄ごとにその上場日現在における額面総額を基準とする。

c 上場手数料は、当該銘柄の上場日前に（転換社債型新株予約権付社債特例第2条第2項の規定に基づき上場申請した場合には、同日以後の日で会社設立後直ちに）納入するものとする。

- d 上場会社の合併などにより上場廃止された転換社債型新株予約権付社債が上場廃止後 6 か月以内に上場される場合の上場手数料は、既に納入された額を限度として免除することができる。

(2) 年賦課金

a 上場額面総額のうち

- (a) 5 億円以下の金額につき 3 万円
(b) 5 億円を超え 20 億円以下の金額につき 1 億円以下を増すごとに 3 千円
(c) 20 億円を超え 60 億円以下の金額につき 2 億円以下を増すごとに 3 千円
(d) 60 億円を超え 100 億円以下の金額につき 5 億円以下を増すごとに 2 千円
(e) 100 億円を超える金額につき 100 億円以下を増すごとに 2 千円

b 年賦課金の計算は、各銘柄ごとに、前年の 12 月末日現在における上場額面総額を基準とする。

c 年賦課金は、年 2 回に分けて、2 月末日及び 8 月末日に、半額ずつ納入するものとする。

d 6 月末日以前に上場された銘柄のその年の年賦課金については、上場日現在の額面総額を基準として計算するものとし、その半額(2 月末日納入分)を免除する。

e 7 月 1 日以後に上場された銘柄のその年の年賦課金は免除する。

f 6 月末日以前に上場廃止された銘柄のその年の年賦課金については、その半額(8 月末日納入分)を免除する。

g 第 4 条第 1 項第 2 号に該当し上場廃止された銘柄の年賦課金については、同号に該当することとなった日以降に到来する納入期の納入分を、有価証券上場規程第 13 条の規定により株券とともに上場廃止された銘柄の年賦課金については、同条の規定による上場廃止の日以降に到来する納入期の納入分を、それぞれ免除することができる。ただし、前(1)上場手数料 d に該当し、上場手数料を免除することとした銘柄の年賦課金は、免除しないものとする。

(平成 13.4.1、14.4.1、18.2.1、21.1.5 変更)

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 11 月 26 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

2 商法等の一部を改正する法律(平成 13 年法律第 128 号。以下この付則において「商法等改正法」という。)附則第 7 条第 1 項の規定によりなお従前の例によるとされた

転換社債又は新株引受権付社債は、それぞれ、転換社債型新株予約権付社債又は転換社債型新株予約権付社債以外の新株予約権付社債とみなして、改正後の規定を適用する。

- 3 前項の新株引受権付社債を発行する際に商法等改正法による改正前の商法第 341 条の 13 第 1 項の規定に基づき発行する新株引受権証券は、新株予約権証券とみなして、改正後の規定を適用する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 6 月 25 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は、平成 17 年 12 月 8 日

付 則

この改正規定は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注)「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則

この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 27 年 5 月 1 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 31 年 7 月 16 日から施行する。

- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する 有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程 の特例の施行規則

(実施)平成	7.	5.	1						
(変更)平成	7.	5.	29	7.12.	7	8.	4.	1	9. 6. 1
	10.	5.	1	10. 6.	22	10.	7.	1	10.10.23
	11.	3.	1	11. 9.	1	11.12.	1	12.	7. 1
	12.	8.	7	12.11.	30	13.	1.	6	13. 4. 1
	14.	6.	25	15. 1.	1	15. 1.	14	16.	2.16
	17.	2.	1	18. 5.	1	18.12.	22	19.	9.30
	20.	1.	4	20. 4.	1	21. 1.	5	21.11.	9
	22.	3.	4	22. 6.	30	24. 4.	1	25. 9.	13
令和元.	7.	16		3.	3.	1			

(目 的)

第1条 この規則は、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券に関する有価証券上場規程、業務規程並びに信用取引及び貸借取引規程の特例（以下「受益証券特例」という。）に基づき、本所が定める事項並びに受益証券特例の解釈及び運用に関し、必要な事項を定める。

(平成19.11.26 変更)

(上場申請時の提出書類)

第2条 受益証券特例第2条に規定する提出書類のうち次の各号に掲げる書類の記載事項、作成及び提出方法等については、当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 受益証券特例第2条第1項第1号に規定する「有価証券上場申請書」に記載する事項には、上場受益証券の変更上場に関する事項を含むものとする。
- (2) 受益証券特例第2条第1項第4号に規定する「営業報告書」は、直前に作成したものに限るものとする。この場合において、当該「営業報告書」が直前の営業年度に係るものではない場合には、上場申請日の属する営業年度の直前の営業年度に係る「営業報告書」の作成後直ちに当該作成に係る「営業報告書」を提出するものとする。
- (3) 受益証券特例第2条第1項第7号に規定する「募集予定書」については、次の取扱いによるものとする。
 - a 「募集予定書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び指定金融商品取引業者（受益証券の上場を申請しようとする者が、投資信託約款において受益証券の募集事務を取り扱う金融商品取引業者として指定した金融商品取引業者をいう。以下同じ。）により作成されるものとし、当該予定書に変更を生じた場合には、直ちに変更後の「募集予定書」を提出するものとする。
 - b 本所が「募集予定書」を検討し、当該予定書を不適当と認めて、その変更を要請した場合には、受益証券の上場を申請しようとする者及び指定金融商品取引業者は、その内容を改善し、かつ、改善後の「募集予定書」を提出するものとする。

(4) 受益証券特例第2条第2項第2号に規定する「募集実施通知書」は、受益証券の上場を申請しようとする者及び指定金融商品取引業者により作成されるものとする。

(5) 受益証券特例第2条第2項第2号及び第3号に規定する遅滞なくとは、申込期間終了の日から起算して6日目（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）までの日をいうものとする。

2 受益証券の上場を申請しようとする者及び指定金融商品取引業者は、上場受益証券について適当な流通を保持するよう努力する旨の念書を本書に提出するものとする。

（平成 12. 11. 30、13. 4. 1、19. 9. 30 変更）

（上場審査料の金額）

第3条 受益証券特例第3条に規定する本所が定める金額は、50 万円とする。

（上場審査基準に関する事項）

第4条 受益証券特例第4条第1号に規定する上場口数は、投資信託の受益権の総口数と同数とする。

2 受益証券特例第4条第3号に規定する指定振替機関として本所が指定するものは、株式会社証券保管振替機構とする。

（平成 11. 3. 1、12. 11. 30、14. 4. 1、14. 6. 25、15. 1. 1、20. 1. 4、21. 1. 5 変更）

（上場時に公衆縦覧に供する書類）

第5条 受益証券特例第5条に規定する本所が定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

(1) 投資信託約款

(2) 受益証券の特例第2条第2項第1号に規定する書類

(3) 前2号のほか、本所が必要と認める書類

（平成 10. 12. 1、12. 11. 30 変更）

（投資信託委託会社が行う適時開示等に関する事項）

第6条 投資信託委託会社は、本所との連絡に当たる連絡担当者を本所に通知するものとする。連絡担当者である者を変更した場合も同様とする。

2 受益証券特例第6条第1項に規定する内閣総理大臣等が法又は投資信託法に基づき投資信託委託会社に対して行う認可、承認又は処分の通知を受けた場合その他の投資信託の運用に重大な影響を与える事実には、次の各号に掲げる事実を含むものとする。この場合において、投資信託委託会社は当該事実及び内容を記載した通知書を本所に提出するものとする。

(1) 投資信託委託会社が、内閣総理大臣等から法第52条第1項又は第54条の規定により金融商品取引業の登録を取り消されたこと又は投資信託に関し、投資信託法第23条第2項の規定による通知、同条第4項の規定による承認若しくは投資信託委託会社に対する処分の通知を受けたこと。

(2) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明（法第193条の2第1項の監査証明をいう。以下同じ。）を行う公認会計士又は監査法人（以下「公認会計士等」という。）の異動（業務執行を決定する機関が、当該公認会計士等の異動を行うことについての決定をした場合（当該決定に係る事項を行

わないことを決定した場合を含む。)において、第2項の規定に基づきその内容を開示した場合を除く。)

(3) 2人以上の公認会計士又は監査法人による財務諸表等の監査証明に関する内閣府令(昭和32年大蔵省令第12号。以下「監査証明府令」という。)第3条第1項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書を、内閣総理大臣等に対して、法第24条第1項又は第24条の5第1項に定める期間内に提出できる見込みのないこと、当該期間内に提出しなかったこと(当該期間内に提出できる見込みのない旨の開示を行った場合を除く。)、これらの開示を行った後提出したこと並びに当該期間の延長に係る内閣総理大臣等の承認を受けたこと。

3 投資信託委託会社は、受益証券特例第6条第2項各号のいずれかに該当した場合には、直ちに本所が取締役会決議通知書その他の投資信託委託会社が当該事項について決議又は決定を行ったことを証する書面を提出するものとする。

4 受益証券特例第6条第2項第5号に規定する事項には、次の各号に掲げる事項を含むものとする。

(1) 受益証券の上場廃止の申請

(2) 破産手続、再生手続又は更生手続開始の申立て

(3) 投資信託約款に規定する追加信託又は交換若しくは指定金融商品取引業者の受益証券の買取りについて、投資信託委託会社がやむを得ない事情が生じたとして臨時に停止する場合の当該事情及び当該停止期間

(4) 有価証券報告書又は半期報告書に記載される財務諸表等又は中間財務諸表等の監査証明を行う公認会計士等の異動

5 受益証券特例第6条第5項に規定する上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則に定めるところに準じるとは、原則として、同規則第2条の2から第4条まで、第12条の2、第12条の3、第14条及び第15条並びに同規則の取扱い1.の2(1)に定めるところに準じることを行うものとする。

(平成8.4.1、10.5.1、10.6.22、10.12.1、11.9.1、12.7.1、12.11.30、13.1.6、13.4.1、17.2.1、18.5.1、18.12.22、19.9.30、20.1.4、20.4.1、21.1.5、21.11.9、22.3.4、22.6.30、26.5.31 変更)

(投資信託委託会社の提出書類及びその公衆縦覧に関する事項)

第7条 受益証券特例第7条第1項第3号に規定する本所が定める書類とは、次の各号に掲げる書面をいうものとし、本所が定める時期とは、当該各号に定める時期をいうものとする。

(1) 受益証券の毎日の受益権一口当たり信託財産純資産額を記載した書面

毎日の算出後直ちに

(2) 投資信託に係る収益分配金の見込金額を記載した書面

計算期間の末日の2日前(休業日を除外する。)の日(計算期間の末日が休業日に当たるときは、計算期間の末日の3日前(休業日を除外する。)の日)

(3) 1月1日から12月末日までの1年間における1日平均の上場口数(以下「平均上場口数」という。)及びその明細を記載した書面 翌年1月10日まで

(4) 投資信託契約を変更した場合の変更後の投資信託契約の締結を証する書面の写し
締結後直ちに

(5) 第6条第2項第3号に規定する内閣総理大臣等の承認に係る通知書の写し
当該内閣総理大臣等の承認に係る通知書を受理後遅滞なく

(6) 本所所定の「取引所規則の遵守に関する確認書」
当該確認書を提出した代表者の異動について決定を行った場合

異動後直ちに

2 受益証券特例第7条第2項に規定する書面には、投資信託委託会社の代表者による署名を要するものとする。

3 受益証券特例第7条第2項に規定する「理由」の記載に当たっては、有価証券報告書又は半期報告書の作成に関して投資信託委託会社の代表者が確認した内容を記載するものとする。

4 前1項第2号に掲げる書面の提出については、ファクシミリによる送信をもって行うことができる。

(平成10.12.1、12.11.30、17.2.1、19.9.30、21.11.9、21.11.16、22.6.30、24.4.1、令和元.7.16、3.3.1変更)

第8条 削 除 (平成10.6.22、10.12.1、12.11.30、19.9.30変更、令和3.3.1削除)
(追加信託又は交換に係る上場口数等の通知等に関する事項)

第9条 受益証券特例第9条第1項に規定する追加信託又は交換の通知は、次の各号に掲げる書面を、当該各号に定めるところにより提出することによって行うものとする。

(1) 月末現在の上場口数、信託の元本の額(信託された金額の総額に相当する額をいう。以下同じ。)及び信託財産純資産総額並びに当該月の追加信託された信託の元本の額及びこれにより増加した上場口数を記載した変更通知書 翌月10日まで

(2) 上場口数が本所に報告した直前の上場口数に比して10パーセント以上増減した場合に、増減後の上場口数、信託の元本の額及び信託財産純資産総額並びに増減した上場口数及び信託の元本の額を記載した変更通知書 上場口数の増減日まで

(3) 上場口数が受益証券特例第10条第2項第1号に定める上場口数に満たなくなる場合に、満たなくなったときの上場口数、信託の元本の額及び信託財産純資産総額を記載した変更通知書 満たなくなる場合に直ちに

(上場廃止基準に関する事項)

第10条 株券上場廃止基準の取扱い 1. (11) a 及び b の規定は、受益証券特例第10条第1項第4号の場合に準用する。

2 受益証券特例第10条第2項第2号に規定する流通の状況が著しく悪化したかどうかの認定については、受益者数、売買高等を総合的に勘案して行う。

(平成12.11.30、21.11.9、21.11.16、25.9.13変更)

(上場廃止日の取扱い)

第11条 受益証券特例第11条に規定する上場廃止日の取扱いは、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところによる。

(1) 受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合(次号に掲げる場合を除く。)

投資信託契約が終了となる日の前日（休業日を除外する。当該終了となる日が休業日に当たるときは、当該終了となる日の2日前（休業日を除外する。）の日）。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

(1) の2 信託の併合により受益証券特例第10条第2項第3号に該当する場合

信託の併合がその効力を生ずる日の2日前（休業日を除外する。）の日

(2) 受益証券特例第10条第2項第5号に該当することとなった場合

本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して1か月間の範囲内の日で、本所がその都度決定する日

(3) 前各号のいずれにも該当しない場合

本所が受益証券の上場廃止を決定した日の翌日から起算して、原則として1か月を経過した日。ただし、速やかに上場廃止すべき事情が生じた場合には、この限りでない。

(平成10.12.1、12.11.30、14.4.1、15.1.1、19.9.30、20.1.4、21.11.9、令和元.7.16変更)

(上場手数料及び年賦課金に関する事項)

第12条 受益証券特例第12条に規定する上場手数料及び年賦課金は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 上場手数料

- a 受益権1口につき 3厘
- b 前aの規定にかかわらず、受益証券の上場を申請しようとする者の納入する上場手数料は、前aの金額に50万円を加算した金額とする。
- c 新規上場時の上場手数料は、上場日前に納入するものとし、追加信託に係る上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。
- d 上場手数料の計算上生じた100円未満の金額は切り捨てる。

(2) 年賦課金

- a 平均上場口数のうち、
 - (a) 1,000万口以下の口数につき 3万円
 - (b) 1,000万口を超え4,000万口以下の口数につき
200万口以下を増すごとに 2千円
 - (c) 4,000万口を超え1億2,000万口以下の口数につき
400万口以下を増すごとに 2千円
 - (d) 1億2,000万口を超え2億口以下の口数につき
1,000万口以下を増すごとに 1千5百円
 - (e) 2億口を超え10億口以下の口数につき1億口以下を増すごとに 1千円
 - (f) 10億口を超え20億口以下の口数につき2億口以下を増すごとに 1千円
 - (g) 20億口を超える口数につき4億口以下を増すごとに 1千円
- b 年賦課金は、年2回に分けて、2月末日及び8月末日に、半額ずつを納入するも

のとする。

- c a の規定にかかわらず、受益証券の上場廃止日の属する年の年賦課金については、本所がその都度定める。

(監理銘柄及び整理銘柄に関する事項)

第 13 条 受益証券特例第 10 条の 2 第 3 項の規定により、受益証券の監理銘柄及び整理銘柄に関し本所が定める事項は、次の各号に定める事項とする。

(1) 監理銘柄、整理銘柄への指定

上場廃止の基準に該当するおそれがある受益証券又は上場廃止の基準に該当し上場廃止が決定された受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定は、次に定めるところによる。

a 監理銘柄への指定

上場受益証券が次のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を監理銘柄に指定することができる。この場合において、(c)に該当する場合は監理銘柄（審査中）に指定し、それ以外の場合は監理銘柄（確認中）に指定する。

(a) 投資信託契約が解約されるおそれがあると本所が認める場合

(b) 2 人以上の公認会計士又は監査法人による監査証明府令第 3 条第 1 項の監査報告書又は中間監査報告書を添付した有価証券報告書又は半期報告書について、次のいずれかに該当した場合

イ 法第 24 条第 1 項又は第 24 条の 5 第 1 項に定める期間の最終日までに内閣総理大臣等に提出できる見込みのない旨の開示を、当該最終日までに行っているとき。

ロ 当該最終日までに内閣総理大臣等に提出しなかったとき。

(c) 投資信託委託会社が、受益証券特例第 10 条第 1 項第 4 号 a 前段若しくは同号 b 前段に該当する場合、又はこれらに該当すると認められる相当の事由があると本所が認める場合を含む。

(d) 受益証券特例第 10 条第 2 項第 4 号に該当するおそれがあると本所が認める場合

b 整理銘柄への指定

上場受益証券が受益証券特例第 10 条第 1 項各号（第 1 号及び第 2 号のうち投資信託契約に係る業務を引き継ぐ他の会社が受益証券の上場申請を行う場合を除く。）又は同条第 2 項各号（第 3 号の場合を除く。）のいずれかに該当する場合には、当該受益証券を整理銘柄に指定することができる。

(2) 監理銘柄、整理銘柄への指定期間

前号に規定する受益証券の監理銘柄又は整理銘柄への指定期間は、次に定めるところによる。

a 監理銘柄への指定期間

監理銘柄への指定期間は、次の(a)、(b)又は(c)に定める日又は時から本所が受益証券特例第 10 条第 1 項各号又は第 2 項各号（第 3 号を除く。）に該当するかどうかを認定した日（本所が必要と認める場合は、当該日の本所がその都度定める時）ま

でとする。

(a) 前号 a の(a)の場合

本所が投資信託委託業者から書面による報告を受けた日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）。ただし、本所が必要と認める場合は、当該書面による報告を受けた日の本所がその都度定める時

(b) 前号 a の(b)の場合

同(b)イに該当した場合は、当該開示を行った日の翌日とし、同(b)ロに該当した場合は、当該最終日の翌日とする。

(c) 前号 a の(c)又は(d)の場合

本所が必要と認めた日。ただし、本所が必要と認める場合は、本所がその都度定める時

b 整理銘柄への指定期間

整理銘柄への指定期間は、本所が受益証券の上場廃止を決定した日から上場廃止日の前日までとする。

(平成 10.7.1、10.12.1、12.8.7、12.11.30、13.4.1、15.1.1、19.9.30、20.1.4、20.4.1、21.11.9、25.9.18 変更)

付 則

- 1 この規則は、平成 7 年 5 月 1 日から施行する。
- 2 第 7 条第 1 項第 4 号の規定にかかわらず、受益証券が上場された年の平均上場口数は、上場日から上場した年の 12 月末日までの間の 1 日平均の上場口数とする。
- 3 第 12 条第 2 号 a の規定にかかわらず、受益証券が上場された年の年賦課金の計算は、上場日における上場口数を基準として行うものとする。
- 4 受益証券が上場された年の年賦課金については、その半額を免除する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 4 項第 5 号の改正規定は、同年 5 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 10 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 6 条第 2 項の改正規定（「内閣総理大臣又は金融監督庁長官」を「金融再生委員会」に改める部分に限る。）は、金融再生委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成 10 年法律第 131 号）の施行の日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 12 年 5 月 1 日以降の日で、本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 12 年 7 月 17 日

付 則

この改正規定は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成 12 年法律第 97 号）の施行の日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 13 年 4 月 1 日から施行し、改正後の第 6 条第 2 項第 3 号及び第 13 条第 2 号 a の (b) の規定は、平成 13 年 3 月末日以降に終了する計算期間又は中間計算期間に係る有価証券報告書又は半期報告書から適用する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 14 年 6 月 25 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 11 条の規定にかかわらず、この改正規定施行の日の前日までに現に改正前の第 11 条の規定の適用を受けている銘柄について、なお従前の例による。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず、この改正規定施行の日の前日までに現に整理ポストへの割当てをされている銘柄の割当期間については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 16 年 2 月 16 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 17 年 1 月 28 日

付 則
この改正規定は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 12 月 22 日

付 則
この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 19 年 11 月 26 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 20 年 1 月 4 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則
この改正規定は、平成 21 年 1 月 5 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 21 年 11 月 9 日

付 則
この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。

付 則
この改正規定は、本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 22 年 3 月 4 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 22 年 6 月 30 日

付 則

この改正規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 25 年 9 月 13 日

付 則

1 この改正規定は、平成 26 年 5 月 31 日から施行する。

2 この改正規定施行の日の前日において現に開示注意銘柄に指定されている上場受益証券の発行者については、なお従前の例による。

付 則

1 この改正規定は、平成 31 年 7 月 16 日から施行する。

2 改正後の第 7 条の規定は、平成 31 年 7 月 18 日以後に計算期間の末日が到来する受益証券から適用する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼動に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成 31 年 7 月 16 日から施行することが適当でないと本所が認める場合には、同日以後の本所が定める日から施行する。

付 則

この改正規定は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程 並びに受託契約準則の特例の施行規則

(実施)平成 10. 8. 3

(変更)平成 10.12. 1 13. 9.25 15. 1. 1 15. 1.14
16.12.13 17.12. 8 19. 9.30 21.11.16
21.12.30 23. 5. 9 23.11.21

(目 的)

第 1 条 この規則は、立会外取引に関する業務規程、信用取引及び貸借取引規程並びに受託契約準則の特例（以下「立会外取引特例」という。）に基づき、本所が定める事項について規定する。

(平成 10.12.1 変更)

(売買高加重平均価格)

第 1 条の 2 立会外取引特例第 3 条第 2 項に規定する東京証券取引所が公表する売買高加重平均価格は、本所又は東京証券取引所の売買立会による売買において普通取引におけるすべての約定値段について、それぞれの約定値段に当該約定値段における売買高を乗じて得た額の合計額を当該売買高の合計数量で除して得た価格（小数点第 5 位以下は四捨五入する。）として東京証券取引所が算出したものをいう。

2 前項の売買高加重平均価格による終値取引の売買代金は、円位未満の端数を切り捨てる。

(平成 15.1.1 追加)

(立会外取引の申込み方法)

第 2 条 立会外取引特例第 5 条第 1 項に規定する立会外取引の売付け又は買付けの申込みを行う正会員は、本所所定の「立会外取引申込書」を本所に提出するものとする。

(平成 13.9.25 変更)

(申込みの効力)

第 3 条 立会外取引特例第 5 条第 4 項に規定する申込みの効力は、同条第 2 項に規定する各申込時間終了時に失効するものとする。ただし、立会外取引特例第 10 条の規定により立会外取引に係る売買の停止が行われた場合の申込の効力については、その都度定めることができる。

(平成 10.12.1、13.9.25 変更)

(立会外取引の申込み制限)

第 4 条 立会外取引特例第 5 条第 5 項に規定する本所が定めるときは、本所又は国内の他の金融商品取引所に上場されている株券の発行者以外の者が発行する内国株券で新たに上場された銘柄について、上場後最初の約定値段が決定されていないときとする。

(平成 13.9.25、16.12.13、19.9.30 変更)

(終値取引の値段)

第 5 条 立会外取引特例第 6 条に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段と

する。

(1) 午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

売買立会（本所が定める銘柄については、本所が銘柄ごとにあらかじめ指定した国内の金融商品取引所（以下「指定取引所」という。）における売買立会をいう。以下同じ。）による前日の売買の普通取引における最終値段（本所又は指定取引所において気配表示が行われている場合は、当該最終気配値段。以下同じ。）又は前日の売買高加重平均価格。

(2) 午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで

当日の午前立会における売買立会による売買の普通取引における最終値段又は前場の売買高加重平均価格。

(3) 午後 3 時 30 分から午後 5 時まで

当日の売買立会による売買の普通取引における最終値段、後場の売買高加重平均価格又は当日の売買高加重平均価格。

2 前項第 1 号の規定にかかわらず、業務規程第 24 条第 1 項の規定により定める配当落等の期日、同第 24 条の 2 の規定により定める株式併合後の株券の売買開始の期日の午前 8 時 30 分から 9 時までににおける値段は、本所がその都度定める。

3 第 1 項の規定にかかわらず、前日又は当日に約定値段（第 1 項第 1 号に規定する最終気配値段を含む。）がない場合の最終値段は、本所がその都度定める。

（平成 10.12.1、13.9.25、15.1.1、17.12.8、19.9.30、21.11.16、21.12.30、23.11.21 変更）

（価格交渉取引の呼値の方法）

第 5 条の 2 立会外取引特例第 6 条の 2 第 1 項に規定する価格交渉取引の呼値を行う場合は、第 2 条に規定する「立会外取引申込書」に当該呼値を記載する方法により行うものとする。

2 業務規程第 14 条第 2 項第 2 号及び同条第 5 項の規定は、立会外取引特例第 6 条の 2 に規定する呼値について準用する。

（平成 13.9.25 追加）

（価格交渉取引の値段）

第 5 条の 3 立会外取引特例第 6 条の 2 第 2 項に規定する本所が定める値段は、次の各号に定める値段とする。

(1) 第 5 条第 1 項各号に掲げる取引時間の区分に従い、当該各号に定める最終値段から当該最終値段に 100 分の 7 を乗じて算出した額を減じて得た値段から、当該最終値段に 100 分の 7 を乗じて算出した額を当該最終値段に加えて得た値段までの範囲内の 1 円の整数倍の値段とする。

(2) 前(1)に定める値段のほか、売買高加重平均価格を基準とした取引の成立を保証することを目的とする手数料相当額を売買高加重平均価格に加減した値段による対当取引（顧客の委託による売付け又は買付けに自己の計算による買付け又は売付けを対当させる取引に限る。）の場合は、次の a から c までに掲げる取引時間の区分に応じ、当該 a から c までに定める値段。この場合において、当該値段は、1 円の 1 万分の 1 の

整数倍とし、売買代金は、円位未満の端数を切り捨てるものとする。

a 午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

第 5 条第 1 項第 1 号に規定する前日の売買高加重平均価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

b 午前 11 時 30 分から午後 0 時 30 分まで

第 5 条第 1 項第 2 号に規定する前場の売買高加重平均価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

c 午後 3 時 30 分から午後 5 時まで

第 5 条第 1 項第 3 号に規定する後場の売買高加重平均価格又は当日の売買高加重平均価格に顧客との間であらかじめ定めた手数料相当額を加減して得た値段

(平成 13.9.25 追加、平成 15.1.1、15.1.14、17.12.8、19.9.30、23.11.21 変更)

(立会外自己株式取得取引の値段)

第 5 条の 4 立会外取引特例第 7 条の 3 に規定する本所が定める値段は、立会外取引特例第 6 条の 3 の届出を受理した日の最終値段（本所が定めるところにより気配表示が行われているときは、当該最終気配値段。以下この条において同じ。）により行うものとする。ただし、当該届出を受理した日が業務規程第 24 条第 1 項に定める配当落等の期日、同第 24 条の 2 に定める株式併合後の株券の売買開始の期日の前日である場合には、本所が定める基準値段により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、前項の規定により定める最終値段若しくは基準値段で立会外自己株式取得取引を行うことが適当でない場合又は届出を受理した日に最終値段がない場合には、本所がその都度定める値段により行うものとする。

(平成 17.12.8 追加)

(立会外終値取引における順位)

第 6 条 立会外取引特例第 7 条第 1 項第 3 号に規定する本所が定める順位は、次の各号に定めるところによる。

(1) 申込みを行っている正会員単位により、申込み数量の多い正会員から少ない正会員の順序（申込み数量が同一の正会員については抽選による。）で最小単位をそれ以外の数量に優先させ対当させる。

(2) 最小単位以外の数量については、正会員単位でその数量に比例させ、対当させる。ただし、最小単位未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。

(3) 前号ただし書の規定により、切り捨てた分については、切捨数量の多い正会員から最小単位を順次対当させる。ただし、その数量が同一正会員については、抽選により対当させる。

(平成 10.12.1、23.5.9 変更)

(本所が定める顧客の買付注文)

第 6 条の 2 立会外取引特例第 6 条の 3 第 1 項に規定する本所が定める顧客の買付注文とは、上場株券の発行者が、あらかじめ買付の方法、買付の価格及び買付ける数量その他投資者の参考となるべき事項を公表して行う自己株式取得のために行う買付注文をいう。

(平成 17. 12. 8 追加)

(立会外自己株式取得取引の届出)

第 6 条の 3 立会外取引特例第 6 条の 3 第 2 項の規定による届出は、本所が定める様式により、売買立会終了後、直ちに行うものとする。

(平成 17. 12. 8 追加)

(立会外自己株式取得取引の売付申込)

第 6 条の 4 立会外取引特例第 5 条の 2 に規定する立会外自己株式取得取引に対する売付の申込は、当該売付を委託した同一顧客の注文ごとに次の各号に定めるところにより行うものとする。

(1) 売付の申込方法

立会外自己株式取得取引に対する売付の申込は、本所所定の様式により、本所が適当と認める方法により本所に通知することにより行うものとする。

(2) 売付申込みの訂正及び取消

自己株式取得のための買付に対する売付の申込み後においては訂正及び取消を行うことができないものとする。

(3) 売付申込数量の単位

売付申込数量の単位は、それぞれ当該銘柄の売買立会による売買単位に準ずるものとする。

(平成 17. 12. 8 追加)

(立会外自己株式取得取引における対当方法)

第 6 条の 5 立会外取引特例第 7 条の 3 に規定する本所が定める方法は、第 6 条の規定を準用する。この場合において同一会員の売付申込数量が自己株式取得のための買付の総数量を超えているときは、当該売付申込数量は、自己株式取得のための買付の総数量と同数量とする。

(17. 12. 8 追加)

(立会外取引に係る売買の取消し)

第 6 条の 6 立会外取引特例第 9 条の 2 第 1 項の規定により行う立会外取引に係る売買の取消しは、次の各号に定めるところによる。

(1) 過誤のある注文を発注した正会員は、過誤のある注文により、第 7 条の 2 に定める数量に 2 を乗じて得た数量（当該売買の決済を特に困難とする状況が認められる場合にあっては、同条に定める数量）を超える売買が成立し、当該売買の決済が極めて困難である場合には、業務規程第 27 条第 5 号の規定により売買が停止された時、立会外取引特例第 10 条第 5 号の規定により立会外取引に係る売買が停止された時又は業務規程第 62 条の 2 の規定により当該過誤のある注文について公表された時のいずれか早い時から、原則として 60 分を経過するまでの間に限り、本所の定める様式により、売買の取消しの申請を行うことができる。

(2) 本所は、前号の申請が行われた場合において、当該申請を行った正会員から事情を聴取し、当該申請に係る売買の決済が極めて困難であり、本所の市場が混乱するおそれがあると認めるときは、売買の取消しを行う。

2 前項に規定するほか、本所は、過誤のある注文により成立した立会外取引に係る売買の決済が困難であり、本所の市場が混乱することを回避するために必要と認める場合は、立会外取引特例第9条の2第1項の規定により立会外取引に係る売買の取消しを行う。
(平成 19.9.30 追加)

(立会外取引に係る売買の取消しの範囲)

第6条の7 立会外取引特例第9条の2第1項に規定する本所が定める立会外取引に係る売買は、過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から立会外取引特例第10条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあっては、業務規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までに成立したすべての売買(当該過誤のある注文が発注された銘柄の売買に限る。)とする。

(平成 19.9.30 追加)

(売買の停止)

第7条 立会外取引特例第10条各号に掲げる場合の売買の停止は、本所がその都度必要と認める期間とする。

(平成 10.12.1 変更)

(価格交渉取引における交渉の申込)

第7条の2 正会員は、立会外取引特例第7条の2第1項に規定する売呼値又は買呼値に対当させるために呼値を行う場合は、本所所定の「価格交渉取引における交渉申込書」を本所に提出することにより行うものとする。

(平成 13.9.25 追加)

(取消しの可能性の周知が必要と認める場合)

第7条の3 立会外取引特例第10条第5号に掲げる場合の立会外取引に係る売買の停止を行う場合は、原則として、過誤のある注文により、上場株式数の10%に相当する数量を超える数量の売買が成立した場合とする。

(平成 19.9.30 追加)

(過誤訂正等のための売買の承認申請)

第8条 立会外取引特例第11条の規定により本所の承認を受けようとする正会員は、別表第3の様式による「過誤訂正等のための立会外取引によらない売買承認申請書」を本所に提出するものとする。

(平成 10.12.1 変更)

(復活のための売買)

第8条の2 立会外取引特例第12条の規定により本所の承認を受けようとする正会員は、本所が定める様式により申請を行うものとする。

2 前項の申請について、本所は、次の各号のいずれにも該当する場合にこれを承認するものとする。

(1) 過誤のある注文に係る売買が最初に成立した時から立会外取引特例第10条第5号の規定により売買の停止が行われた時(売買の停止が行われなかった場合にあっては、業務規程第62条の2の規定により当該過誤のある注文について公表された時)までの

間に、次のいずれかの売買（以下「連鎖取引」という。）を行っていること。

a 取り消された売買に係る注文を委託した顧客が、当該取り消された売買に係る注文を委託した正会員と同一の正会員に委託して行った、当該取り消された売買に係る売付け後の売却代金による買付け又は買付け後の当該買付けた有価証券の売付け

b 信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済（弁済の繰延期限にあたる日における弁済に限る。）のための売買

(2) 取り消された売買に係る売付け又は買付けが、取引一任契約又は金融商品取引業者（法第 28 条第 1 項第 1 号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る。）の自己の計算に基づき行われたものでないこと。

(3) 売買の取消しが行われたことにより、委託者が連鎖取引の決済を行うことができなくなる事。

3 復活のための売買は、顧客ごとに、2 千万円を、取り消された売買に係る銘柄の当該売買が行われた日における基準値段（基準値段がない場合には、本所がその都度定める値段。）で除して得た数量を、当該銘柄の売買単位で除して得た数量（10 に満たない端数は切り上げる。）を上限とする。ただし、当該顧客について業務規程施行規則第 23 条の 2 第 1 項に規定する申請を行うときは、業務規程第 31 条の 2 第 1 項の売買及び立会外取引特例第 12 条第 1 項の売買の合計について、当該上限を適用するものとする。

（平成 19.9.30 追加）

（正会員等への通知及び公表）

第 9 条 立会外取引特例第 12 条の 2 に規定する本所の定める金額は、50 億円とし、本所の定める日時は、当該取引成立の日の翌日の午後 4 時とする。

（平成 13.9.25 追加）

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 15 年 1 月 14 日から施行する。

付 則

1 この改正規定は、本所が定める日から施行する。

2 この改正規定施行の日に新たに上場された銘柄であって、その直前に日本証券業協会に登録されていた銘柄については、なお従前の例による。

（注） 「本所が定める日」は、平成 16 年 12 月 13 日

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

（注）「本所が定める日」は、平成 17 年 12 月 8 日

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 21 年 11 月 16 日から施行する。
- 2 平成 21 年 11 月 15 日以前に行われた株券の売買に係る決済については、なお従前の例による。

付 則

この改正規定は、平成 21 年 12 月 30 日から施行する。

付 則

- 1 この改正規定は、平成 23 年 5 月 9 日から施行する。
- 2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合
その他やむを得ない事由により、改正後の規定に従い売買を行うことが適当でないと本
所が認める場合には、平成 23 年 5 月 9 日以後の本所が定める日から施行する。
(注) 「本所が定める日」は、平成 23 年 11 月 21 日

重複上場銘柄の売買に係る定率会費の徴収標準率の特例

(制定)平成 13. 5. 1

(変更)平成 18. 5. 1 19. 9. 30

(目 的)

第 1 条 この特例は、重複上場銘柄（本所及び国内の他の金融商品取引所に重複して上場している銘柄をいう。以下同じ。）の売買に係る株券の定率会費の徴収標準率について、定率会費の算出基準及び徴収標準率の特例を規定する。

(平成 18. 5. 1、19. 9. 30 変更)

(徴収標準率の特例)

第 2 条 株券の市場内売買のうち、重複上場銘柄の売買（立会外取引による売買を含む。）に係る定率会費の徴収標準率は、「定率会費の算出基準及び徴収標準率」（昭和 36 年 10 月 2 日実施）・正会員・株券（優先株を含む。）及び新株予約権証券・徴収標準率の規定にかかわらず、当分の間、売買代金の万分の 0.01 とする。

(平成 18. 5. 1 変更)

付 則

この特例は、平成 13 年 5 月 1 日売買分から実施する。

付 則

この改正規定は、本所が定める日から施行する。

(注) 「本所が定める日」は、平成 18 年 5 月 1 日

付 則

この改正規定は、平成 19 年 9 月 30 日から施行する。